



東京都商工会議所連合会の上乗せ労災保険補償プラン

労災上乗せ共済

労働災害総合保険

確かな安心感が
明日の企業の繁栄をお約束します

東商会員の皆さまへ

● 保険料は

約 **55** %[※] 割引!

※割引率は保険料および過去の損害率により変動します。このため加入状況および保険金のお支払い状況により翌年度の割引率が変更となる場合があります。

● 使用者賠償責任保険充実

保険期間

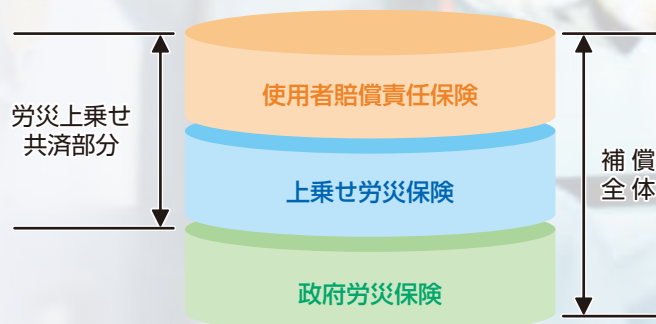
平成30年5月20日(午後4時)～

平成31年5月20日(午後4時)

中途加入も可能です。

東京商工会議所 労災上乗せ共済とは

- 昭和 60 年に、会員企業の皆さまの労働災害リスクに備える共済として発足した制度で、個別にご加入されるより低廉な保険料でご加入できます。
- 会員企業の皆さまが従業員等に対して負う労働災害での災害補償責任、賠償責任のうち、労働者災害補償保険(以下「政府労災保険」といいます。)における給付金の不足部分を補い、従業員本人やその家族が十分な補償を受けられるように備えるための共済制度です。
- この共済は、右の補償イメージのとおり「上乗せ労災保険」と「使用者賠償責任保険」の 2 つの保険で形成されています。



東京商工会議所
The Tokyo Chamber of Commerce and Industry

「労災上乘せ共済」の特長・メリット

- 1 この保険は、東京都商工会議所連合会を保険契約者とし、連合会に属する商工会議所の会員を被保険者とする団体契約です。事業場数割引10%・優良割引50%の適用により合計約55%の割引適用を受けられます。
- 2 ご加入者は、東京都商工会議所連合会に属する商工会議所会員で、政府労災保険等に加入されている施設・事業所に限ります。
- 3 無記名方式で年齢制限もなく、政府労災保険等で給付を受けることができるすべての被用者が対象となります。臨時雇用、アルバイト、パート、季節労働者も含むことができます。

※保険料は全額損金に算入できます。(平成29年11月現在)

各種補償 (下記補償の対象事故は、いかなる場合も政府労災保険等からの給付を受けた場合のみとなります)

上乘せ労災保険(法定外補償条項)

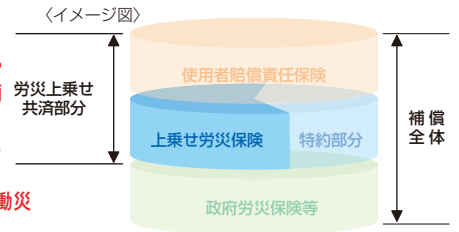
- この保険は、貴事業所(補償の対象となる方をいいます。以下「被保険者」といいます。)の従業員(以下「被用者」といいます。)が業務上または通勤途上の災害(注1)により身体に障害(死亡、後遺障害を含みます。以下同様とします。)を被ったことにより政府労災保険等の保険給付がなされた場合に、被保険者が法定外補償規定等(注2)に基づき政府労災保険等の上乗せ補償金の支払責任を負うことにより被る損害を補償するための保険です。

(注1)通勤災害補償特約をセットした場合のみ保険金をお支払いします。

(注2)法定外補償規定等とは、被保険者が被用者に対して、政府労災保険等の給付の他に一定の労働災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定その他一定の災害補償を行う旨の規定等をいいます。以下同様とします。

- 支払限度額は死亡、後遺障害および休業補償ごとに3ページのセットパターンからご選択いただくか、任意で設定いただけます。

(注)下記の「保険金をお支払いしない主な場合」のように、地震・噴火・津波や職業性疾患などの労働災害の場合には、政府労災保険等の給付を受けた場合であっても保険金はお支払いできません。



基本補償

お支払いする保険金

次の保険金について、ご加入時の約定に基づきお支払いします。

※業務上、業務外、通勤災害時、後遺障害等級、休業日数等の認定は、政府労災保険等の認定に従います。

(1)死亡に対する法定外補償保険金

被用者が業務上または通勤途上の災害(注1)によって死亡した場合にお支払いする保険金です。

(2)後遺障害に対する法定外補償保険金

被用者が業務上または通勤途上の災害(注1)によって後遺障害(政府労災保険の第1級～第14級)を被った場合にお支払いする保険金です。

(3)休業に関する法定外補償保険金

被用者が業務上または通勤途上の災害(注1)による負傷によって休業し、賃金の支払いを受けられない場合にお支払いする保険金です。休業し、賃金の支払いを受けられない日の第4日目以降が対象で1,092日分(注2)を限度とします。

(注1)通勤途上の災害は、「通勤災害補償特約」をセットした場合にのみ保険金をお支払いします。

(注2)休業補償日数特約(362日)・休業補償日数特約(727日)または休業補償日数特約(1,457日)のいずれかをセットし、日数を変更することもできます。

*なお、お支払いする保険金の額は、法定外補償規定等に基づく災害補償金の支払責任額を上限として、この保険の支払限度額の範囲内でお支払いします。被保険者が保険金の全部または一部を被用者に対して支払わなかった場合には、その部分は引受保険会社にご返還いただくこととなります。

保険金をお支払いしない主な場合

『東京都商工会議所連合会の上乗せ労災補償プラン「労災上乘せ共済」パンフレット別冊』2ページをご覧ください。

主な特約 基本補償ではお支払いの対象とならない場合の一部を、復活して補償する主な特約です。

天災危険補償特約 (注)この特約の追加保険料には、過去の損害率による割引の適用は受けられません。

- 基本補償では補償対象外の、地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた労働災害により被った身体の障害について、基本補償で設定した支払限度額の50%をこの特約の支払限度額として設定し、保険金をお支払いする特約です。

下請負人補償特約 (注)建設関係事業を営んでいる会員企業のみがセットできる特約です。

- 建設関係事業(業種コード31~38)のご加入者の場合、補償する被用者の範囲に下請負人またはその被用者を追加する特約です。

通勤災害補償特約 (全ての加入コースにセットされています。)

- 基本補償について通勤途上の災害を補償する特約です。

構内下請業者補償特約 (注)製造業等の継続事業を営んでいる会員企業がセットできる特約です。

- ご加入者の施設構内で継続的に、専らご加入者の下請業務を行う業者を記名し、補償の対象に含める特約です。

特別加入者補償特約

- 中小事業主等(政府労災保険第一種特別加入者)・一人親方等(政府労災保険第二種特別加入者)の、政府労災保険に特別加入している方を補償の対象に含める特約です。

*その他特約については、取扱代理店にお尋ねください。

各種特約

制度の取扱い

■保険料の払込方法

保険料のお支払いは一時払が基本となります。年間(暫定、確定)保険料が原則 12 万円以上(月換算で 1 万円以上)となる場合は、分割払のご選択もできます。保険料分割による割増はかかりません。

一時払：保険料はすべて振込により行います。補償開始に合わせ、お手続き後すみやかに着金になるよう、原則指定振込用紙で指定口座に保険料をお振込ください。なお、振込期日は各保険会社にお問い合わせください。【振込先】三井住友銀行 本店営業部 普通 5628629 東京商工会議所

分割払：保険料は預金口座より自動的に引き落としさせていただきます。毎月 23 日が口座からの引き落とし日になります。

■保険料確定特約について

保険料確定特約のセットを基本といたします。保険料確定特約(前年度の告知対象期間の実績を算出の基礎として暫定保険料を算出し、保険期間終了後の確定精算を省略)をセットすることにより、確定精算手続きを省略することが可能です。ご加入時に、把握可能な最近の告知対象期間実績をご報告ください。ただし、保険料確定精算方式もごございます。

※前年度の告知対象期間の実績がない場合には、保険料確定特約をセットすることができません。

使用者賠償責任保険(使用者賠償責任条項)

●政府労災保険等の対象となる被用者の労働災害について、被保険者が被災した被用者または遺族から損害賠償請求を受け、被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことがあります。このような場合に被保険者が負担する法律上の損害賠償金が次の①から④に掲げる金額の合計額を超える場合に、その超過額のみを賠償保険金としてお支払いします。

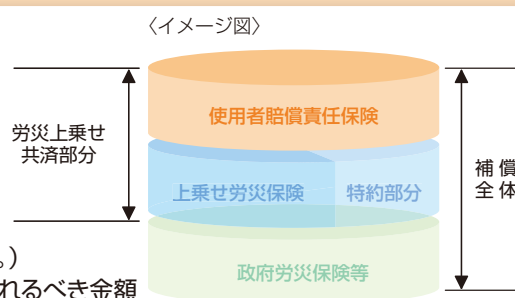
- ① 政府労災保険等により給付されるべき金額(特別支給金を含みません。)
- ② 自賠責保険、自賠責共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額
- ③ 法定外補償規定等により被保険者から被災した被用者またはその遺族に支払われるべき金額
- ④ あらかじめ定めた免責金額

●被用者の労働災害について、被保険者が損害賠償責任の解決のために負担する費用について保険金をお支払いします。

◆法律上の損害賠償責任を負う労働災害とは…

次のような労働災害により被保険者が法律上の損害賠償責任を負うおそれがあります。

- a. 漏電による災害によりケガをしたなど、建物や設備の欠陥による労働災害(工作物責任)
- b. 工作機械に安全装置が付いていなかったためにケガをしたなど、安全維持の配慮を欠いていたための労働災害(労働契約上の債務不履行責任)
- c. フォークリフトの操作ミスにより、同僚を負傷させるなど、被用者の過失による労働災害(使用者責任)



お支払いする保険金

(1) 被用者またはその遺族に支払うべき損害賠償金(注1)

① 死亡や後遺障害における逸失利益、休業損失等

政府労災保険等および法定外補償規定等による給付の超過額が対象となります。(給付が年金の場合は一時金に換算します。)

② 感謝料

法律上の損害賠償責任による感謝料をお支払いします(政府労災保険では感謝料は給付の対象となっておりません。)

(注1) 政府労災保険等に代わって自動車損害賠償責任保険等で支払われる場合は、その超過額が対象となります。

(2) 賠償問題解決のために要した費用

法律上の損害賠償責任の解決のために被保険者が負担する以下の費用をお支払いします。

- ① 被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用(注2)
- ② 被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- ③ 被保険者が引受保険会社の要求に従い、協力するために要した費用
- ④ 被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使に必要な手続を講じるために要した必要または有益な費用

(注2) 被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用には弁護士報酬を含みます。

※被保険者が、被災した被用者またはその遺族に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被災した被用者に生じた損害の額、および被保険者の過失割合等によって決まります。

保険金をお支払いしない主な場合

『東京都商工会議所連合会の上乗せ労災補償プラン「労災上乗せ共済」パンフレット別冊』2ページをご覧ください。

「労災上乗せ共済」のご加入について

保険の対象となる被用者(従業員)の範囲

- 政府労災保険等で給付を受けることができるすべての被用者が対象となります。臨時雇用、アルバイト、パート、季節労働者等も含むことができます。
- 建築関係事業(業種コード31~38)のご加入者の方は下請負人またはその被用者も対象とすることができます。(特約のセットが必要です。)
- 政府労災保険に特別加入されている方も加入できます。(特約のセットと記名が必要です。)

加入パターンとコース

支払限度額			
上乗せ労災保険 (業務上災害、通勤災害、休業損害)	Aパターン	Bパターン	Cパターン
死亡に対する法定外補償保険金	3,000万円	2,000万円	1,000万円
後遺障害に対する 法定外補償保険金	1級	3,000万円	2,000万円
	2級	3,000万円	2,000万円
	3級	3,000万円	2,000万円
	4級	2,400万円	1,600万円
	5級	2,100万円	1,400万円
	6級	1,800万円	1,200万円
	7級	1,200万円	800万円
	8級	600万円	400万円
	9級	480万円	320万円
	10級	360万円	240万円
	11級	240万円	160万円
	12級	180万円	120万円
	13級	120万円	80万円
	14級	60万円	40万円
休業に対する法定外 補償保険金 1日につき	3,000円	2,000円	1,000円

天災危険補償特約 (業務上災害、通勤災害、休業損害)			
上乗せ労災保険の 各支払限度額の50%の額			
※使用者賠償責任保険には 適用されません。			

使用者賠償責任保険			
被災した 被用者 1名につき (支払限度額)	2,000 万円	1労働災害 につき (支払限度額)	1億円

補償内容	加入コースイメージ		
	上乗せ労災保険	天災危険補償特約	使用者賠償責任保険
上乗せ労災保険のみ	○	×	×
上乗せ労災保険に天災危険補償特約、使用者賠償責任保険をセットされたい場合			
天災危険補償特約をセット	○	○	×
天災危険補償特約なし 使用者賠償責任保険をセット	○	×	○
天災危険補償特約と 使用者賠償責任保険をセット	○	○	○

*A1~C4からご加入コースをお選びください。

*コース型以外の補償内容でご加入いただくこともできます。

*法定外補償規定等を設けている場合は、同規定に合わせて支払限度額をご設定ください。

*使用者賠償責任保険に単独でのご加入を希望される場合には、取扱代理店へご相談ください。

建設業の皆さまへ

経営事項審査制度でプラス評価されるためのポイント

補償内容は以下の3つの条件を満たす必要があります。

- ①被保険者の範囲が、申請者の直接の雇用関係にある従業員の他、全下請負人を含むことが契約上明らかであること。
(下請負人補償特約をセットします。)
- ②死亡および政府労災保険の障害等級の第7級までが最低限補償の対象となっていること。
- ③業務上災害だけでなく、通勤災害も補償の対象となっていること。(通勤災害補償特約をセットします。)

保険料の目安は4ページをご覧ください

主な業種コード別年間保険料の目安(1名あたり年間保険料)

*) すべての業種が記載されておりませんのでご了承ください。業種コードは、政府労災保険の業種コードです。

加入コース		A1	B1	C1	A2	B2	C2	A3	B3	C3	A4	B4	C4
コース説明		使用者賠償責任保険+上乗せ労災保険 (天災危険補償特約)			使用者賠償責任保険+上乗せ労災保険			上乗せ労災保険 (天災危険補償特約)			上乗せ労災保険		
業 種 名	コード	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水力発電施設	31	133,310	97,620	63,010	96,080	72,810	50,600	111,990	74,650	37,330	74,760	49,840	24,920
道路新設	32	73,250	53,940	35,270	53,090	40,510	28,550	60,790	40,520	20,260	40,630	27,090	13,540
ほ装工事	33	61,250	43,650	26,390	43,220	31,640	20,380	54,400	36,260	18,130	36,370	24,250	12,120
鉄道・軌道新設	34	46,680	36,360	26,680	35,480	28,900	22,950	33,910	22,610	11,300	22,710	15,150	7,570
建築	35	52,560	37,870	23,530	37,440	27,800	18,490	45,670	30,440	15,220	30,550	20,370	10,180
機械装置組立・据付	36	60,580	43,510	26,820	43,030	31,810	20,970	52,970	35,310	17,650	35,420	23,610	11,800
その他建設	37	81,660	60,330	39,690	59,320	45,440	32,250	67,330	44,890	22,430	44,990	30,000	14,990
既設建築物設備工事	38	52,560	37,870	23,530	37,440	27,800	18,490	45,670	30,440	15,220	30,550	20,370	10,180
食料品	41	14,940	11,160	7,540	11,040	8,570	6,240	12,010	8,000	4,000	8,110	5,410	2,700
繊維	42	16,120	12,970	10,120	12,660	10,670	8,970	10,680	7,110	3,560	7,220	4,810	2,410
製糸	43	8,960	6,980	5,160	6,910	5,620	4,480	6,470	4,300	2,160	4,420	2,940	1,480
木材・木製品	44	66,660	54,560	43,720	52,770	45,310	39,090	41,990	27,980	14,000	28,100	18,730	9,370
パルプ・紙	45	38,800	29,930	21,560	29,270	23,580	18,390	28,900	19,260	9,630	19,370	12,910	6,460
印刷・製本	46	13,630	10,640	7,850	10,450	8,530	6,790	9,850	6,560	3,290	6,670	4,450	2,230
化学	47	19,140	14,260	9,600	14,090	10,900	7,920	15,450	10,290	5,150	10,400	6,930	3,470
ガラス・セメント	48	16,450	12,600	8,970	12,400	9,910	7,620	12,450	8,290	4,150	8,400	5,600	2,800
その他窯業・土石製品	49	31,420	25,310	19,750	24,600	20,770	17,480	20,770	13,840	6,920	13,950	9,300	4,650
金属精錬	50	34,080	25,800	17,900	25,320	19,970	14,980	26,580	17,720	8,860	17,820	11,890	5,940
非鉄金属精錬	51	31,910	24,290	17,040	23,830	18,910	14,350	24,550	16,360	8,180	16,470	10,980	5,490
金属材料品	52	64,490	48,900	34,050	47,890	37,840	28,520	50,100	33,390	16,700	33,500	22,330	11,170
鋳物	53	46,500	36,780	27,760	35,790	29,650	24,190	32,430	21,620	10,810	21,720	14,490	7,240
金属製品・金属加工	54	55,630	41,480	27,860	40,760	31,570	22,910	44,920	29,950	14,960	30,050	20,040	10,010
めっき	55	27,410	21,700	16,440	21,170	17,550	14,360	19,020	12,670	6,340	12,780	8,520	4,260
機械器具	56	25,700	19,140	12,850	18,880	14,600	10,580	20,770	13,840	6,920	13,950	9,300	4,650
電気機械器具	57	7,910	5,900	3,980	5,890	4,560	3,310	6,370	4,240	2,120	4,350	2,900	1,450
輸送用機械器具	58	17,000	12,820	8,810	12,640	9,920	7,360	13,380	8,920	4,450	9,020	6,020	3,000
計量器・光学機・時計等	60	7,530	5,540	3,630	5,550	4,230	2,970	6,250	4,160	2,080	4,270	2,850	1,420
その他の製造	61	31,390	26,160	21,610	25,300	22,110	19,580	18,590	12,370	6,190	12,500	8,320	4,160
陶磁器製品	62	31,700	25,620	20,090	24,880	21,080	17,820	20,770	13,840	6,920	13,950	9,300	4,650
洋食器・刃物手工業	63	67,830	54,640	42,570	52,960	44,730	37,620	44,920	29,950	14,960	30,050	20,040	10,010
貴金属・装身具・皮革	64	27,940	22,450	17,460	21,850	18,400	15,430	18,590	12,370	6,190	12,500	8,320	4,160
交通運輸	71	18,530	13,840	9,330	13,660	10,600	7,710	14,910	9,940	4,960	10,040	6,700	3,340
貨物取扱	72	39,110	29,340	19,960	28,830	22,490	16,540	31,160	20,770	10,380	20,880	13,920	6,960
港湾貨物取扱	73	89,190	67,870	47,600	66,390	52,680	40,000	68,700	45,790	22,900	45,900	30,600	15,300
湾岸荷役	74	134,470	107,190	82,070	104,000	86,890	71,920	91,720	61,130	30,570	61,250	40,830	20,420
船内荷役	75	197,160	157,090	120,170	152,370	127,240	105,240	134,670	89,770	44,890	89,880	59,920	29,960
電気・ガス・水道	81	14,590	10,760	7,060	10,670	8,160	5,760	12,060	8,030	4,010	8,140	5,430	2,710
清掃・火葬と畜	91	26,060	18,870	11,880	18,700	13,970	9,430	22,390	14,920	7,460	15,030	10,020	5,010
ビルメンテナンス	93	8,210	6,040	3,950	6,040	4,600	3,230	6,820	4,540	2,270	4,650	3,100	1,550
その他各種事業	94	7,520	5,300	3,120	5,350	3,860	2,400	6,820	4,540	2,270	4,650	3,100	1,550
倉庫業・警備業	96	7,490	5,270	3,090	5,320	3,830	2,370	6,820	4,540	2,270	4,650	3,100	1,550

本表の見方

- 注1) 上表はすべて「保険料の目安」です。必ずしも人数倍の保険料とはなりませんので、ご注意ください。貴事業所向けの正確な保険料は、改めて計算のうえ、ご案内させていただきます。
- 注2) 業種コードが複数の場合は、コードごとに算出した保険料の合計となります。
- 注3) 天災危険補償特約は、「上乗せ労災保険」にセットされ拡張補償します。使用者賠償責任保険については天災危険補償特約の補償対象外ですのでご注意ください。「天災危険補償特約」の支払限度額は、上乗せ労災保険(業務上災害、通勤災害、休業損害)の支払限度額の50%です。
- 注4) 上記「上乗せ労災保険」では、業務上災害、通勤災害ならびに休業損害が補償されています。「業務上災害」「通勤災害」の支払限度額は同額です。
- 注5) 上記「加入コース」による加入を原則としていますが、単位定率型も含めコース外での加入も可能です。
- 注6) 建設関係(事業業種コード31～38)については、年間包括契約に限ります。また被用者の範囲を下請負人まで拡大する場合は、特約のセットが必要です。(上表の保険料は、特約をセットした場合のもので)
- 注7) 業種コード31～38については、保険期間中の1工事あたりの平均請負金額が1億円超である場合には、割引の対象となります。
- 注8) 業種コード21～26、41～66、71～99については、「被用者数(250名超)による割引規定」の適用が可能です。
- 注9) 保険期間終了後、保険料を確定するために必要な資料を遅滞なく引受保険会社にご提出いただきます。確定した賃金総額、または平均被用者数に基づき算出された保険料と暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算させていただきます。ただし、「保険料確定特約」がセットされたご契約は除きます。

共同保険契約に関するご説明

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独個人に保険契約上の責任を負います。また三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

◆共同保険契約分担表

募集代理店所属会社の引受割合(%)	左記以外の保険会社の引受割合(%)				合計(%)
	三井住友海上	東京海上日動	損害保険ジャパン日本興亜	あいおいニッセイ同和損保	
三井住友海上 96.5		1.4	1.1	1.0	100.0
東京海上日動 81.4	16.5		1.1	1.0	100.0
損害保険ジャパン日本興亜 81.1	16.5	1.4		1.0	100.0
あいおいニッセイ同和損保 81.0	16.5	1.4	1.1		100.0

(注)ご加入する際の引受保険会社にかかわらず、ご契約の幹事保険会社は三井住友海上です。

ご注意

- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- 申込時は、加入申込票に必要事項を記入の上、東京商工会議所までご提出ください。ご不明な点につきましては取扱代理店までお問い合わせください。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

労災上乗せ共済にご加入の皆さまへ

ココロとカラダの安心メニュー

労災上乗せ共済では、ご加入事業所の人事労務部門ご担当者や従業員の皆さまに向けて、メンタルヘルスや生活相談等にお答えする「ココロとカラダの安心メニュー」をご提供しています。
人事マネジメントや従業員のメンタルヘルス対策に役立つツールとしてご活用ください。



【人事労務部門担当者向けサービス】

人事労務部門担当者向けサービス	・ マネジメントサポート ・ リハビリテーションサポート	・ 産業医サポート ・ 職場復帰サポート
-----------------	---------------------------------	-------------------------

【従業員向けサービス】

健康・生活サポートサービス	・ 健康・医療相談 ・ 介護相談 ・ マタニティ・育児相談 ・ 健康管理相談 ・ 栄養・バランスを考えた冷凍食宅配 ・ 健康チェックサポートサービス	・ 専門医の紹介・紹介状発行 ・ 医療機関紹介 ・ 公的給付・税金相談 ・ 法律相談 ・ 犯罪トラブル・悪質行為の相談
メンタルヘルス相談サービス	・ メンタルヘルス電話カウンセリング ・ メンタルヘルス面接カウンセリング	・ メンタルITサポート ・ WEB相談

- 『ココロとカラダの安心メニュー・エントリーシステム』URL
https://www.ms-entry-system.jp/rosai/com_Staff_Login.php
- ご利用方法等の詳細は「労災上乗せ共済」パンフレット別冊8ページに掲載しておりますので、ご参照ください。ご不明な点につきましては取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

保険契約者 東京都商工会議所連合会

制度運営 東京商工会議所 共済センター 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-1 TEL 03-3283-7909 FAX 03-3283-7991

引受損害保険会社 幹事保険会社 三井住友海上火災保険株式会社 広域法人部 営業第二課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL 03-3259-6693 FAX 03-3259-7218

東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

東京都商工会議所連合会「労災上乗せ共済制度」幹事代理店

株式会社 東商サポート&サービス TEL03-3213-3847 FAX03-3283-7768 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-1

取扱代理店(ご相談・お申込先)